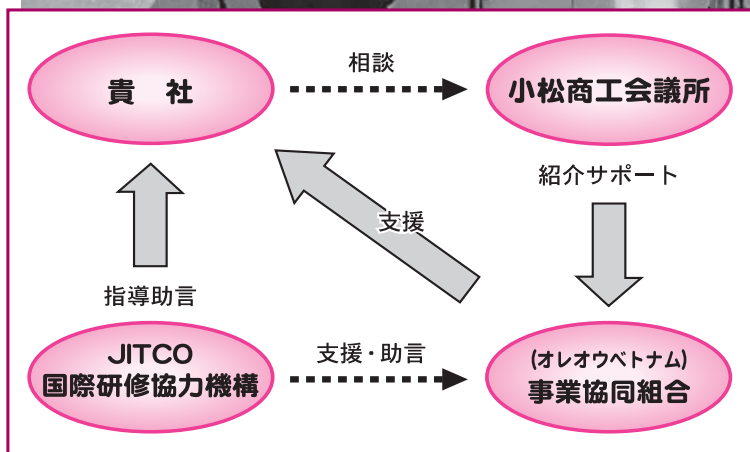


「4/1より 小松商工会議所窓口スタート」

国際化支援及び 外国人研修生 受入相談窓口開設

近年加速する経済のグローバル化による海外投資の波は東南アジア諸国を中心に飛躍的に伸びて来ております。特に、ここ数年、「中国プラス1」の考え方によるベトナム投資が大企業を中心に行われてきましたが、昨年からは、中堅・中小企業による中国からの生産拠点シフトの動きが目立ってきており、WTO加入を果たしたベトナムが今後ますます注目されつつあります。

そこで本所ではベトナムにおける国際化支援活動やベトナム人技能研修生受入制度を活用した人材紹介・育成などの相談窓口を開設いたしました。



**研修生の
受入企業を
応援します!**

本制度を活用し、 「貴社の国際化」、「良質な人材確保」、「海外進出の基盤形成」 に役立てませんか？

国際化支援活動（ベトナム）

貴社製品の海外市場開発・輸出入業務、さらには海外進出（投資）支援、人材育成など幅広い国際化支援に関するご相談を受付けます。

外国人研修生受入制度

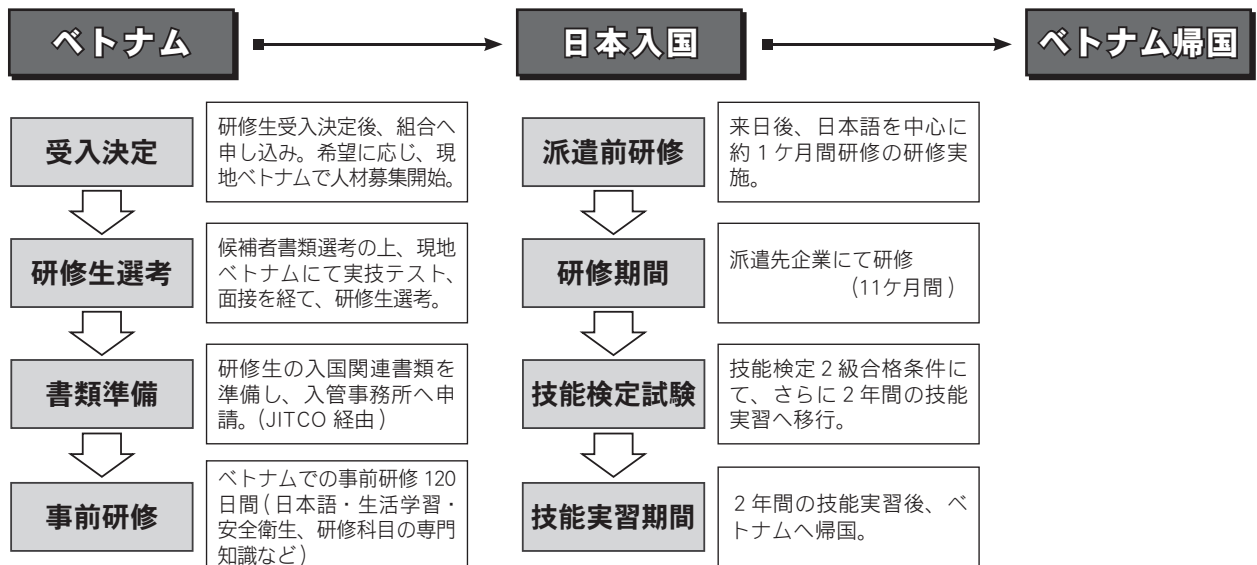
(1) 制度のあらまし

開発途上国には、自国の経済発展と産業振興の担い手となる人材を育成する観点から、特に青壮年の働き手に先進国の進んだ技術・技能や知識を習得させようとするニーズがあります。このようなニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間日本の産業界に受入れて技術・技能・知識を習得してもらう仕組みが「外国人研修・技能実習制度」です。

(2) 制度の概要

外国人研修制度は日本に研修生を受入れ、原則1年以内の期間に、日本の技術・技能・知識の習得を支援することを内容としたもので、「研修」という在留資格で入国が許可されます。技能実習制度は研修期間と合わせ最長3年の期間において、研修生が研修により習得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、より実践的かつ実務的に習熟することを内容とするものです。対象となる職種に関する研修成果が一定水準以上に達し、成果・在留状況・技能実習計画の評価を受けて所定の要件を満たした研修生のみが技能実習を行うことができます。

ベトナム研修生受入の流れ



■お問合せ先■ 小松商工会議所 共済等事業課 Tel 21-3121 Fax 21-3120

紹介サポート先（1次受入機関） オレオウベトナム事業（協） Tel 076-264-9201